

社会保険 いわて

7月

奇数月発行/2015No.772

- 高額療養費と限度額適用認定証のご案内
- 月額変更届を提出する際の留意事項について
- “街角の年金相談センター盛岡(オフィス)”を利用しよう!
- 労働Q&A
- 社会保険協会からのお知らせ
- 8月・9月の出張相談所日程

岩手県社会保険協会は、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会を応援します。



2016
希望郷

第71回国民体育大会

いわて国体
広げよう 感動。伝えよう 感謝。

2016
希望郷

第16回全国障害者スポーツ大会

いわて大会



母なる川「北上川」を絆を乗せて
走りきる。
「盛岡市・北上川ゴムボート川下り」

大河走

画と文/千葉てるお



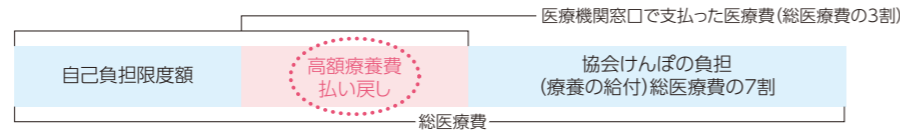
一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ…<http://www.syahokyo-iwate.com/>
日本年金機構ホームページ……………<http://www.nenkin.go.jp/>
協会けんぽホームページ……………<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

高額療養費と限度額適用認定証のご案内

【高額療養費 ～医療費が高額になったとき(支払後)～】

高額療養費とは

1ヵ月(1日から月末まで)に医療機関の窓口で支払った医療費が、自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が申請により払い戻される制度です。入院したときの差額ベッド代や食事代、保険外の負担分は対象となりません。



自己負担限度額とは

高額療養費の自己負担限度額は、年齢および所得状況により設定されています。

70歳未満の方

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分㉒ (標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
②区分㉑ (標準報酬月額53～79万円の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③区分㉐ (標準報酬月額28～50万円の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④区分㉏ (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円
⑤区分㉎ (低所得者) (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円

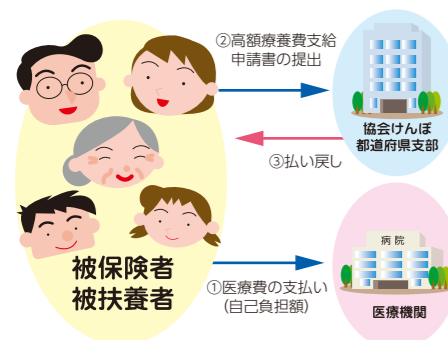
注)「区分㉒」または「区分㉑」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分㉑」または「区分㉒」の該当となります。

70歳～74歳の方(高齢受給者)

被保険者の所得区分	自己負担限度額		
	通院 (個人ごと)	同一世帯単位	多数該当
①現役並み所得者 (高齢受給者証の負担割合が3割の方)	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
②一般所得者 (①③④以外の方)	12,000円	44,400円	—
③低所得者Ⅱ (市区町村民税が非課税の方など)	8,000円	24,600円	—
④低所得者Ⅰ (③で所得が一定基準以下の方)		15,000円	—

高額療養費の支給を受けた月が1年間(直近12ヵ月間)で3ヵ月以上あったとき、4ヵ月目から多数該当といい、自己負担額が軽減されます。なお、70歳から74歳の方で通院による高額療養費については、多数該当の回数に含まれません。

高額療養費の申請方法



「高額療養費支給申請書」をご記入のうえ、領収書のコピーを添付して、協会けんぽ都道府県支部にご提出ください。

被保険者の市区町村民税が非課税の場合は、「非課税証明書」などの添付が必要になります。申請される際は非課税証明の年度にご注意ください。

- ◎4月～7月受診分 ⇒ 前年度分
- ◎8月～3月受診分 ⇒ 当年度分 を添付

【限度額適用認定証 ～医療費が高額になりそうとき(支払前)～】

限度額適用認定証とは

限度額適用認定証を医療機関の窓口で提示することで、医療機関ごとに1ヵ月の支払額が自己負担限度額までとなります。

限度額適用認定証の発行までの流れ



- ①入院等が決まったら、「健康保険限度額適用認定申請書」に、療養を受けられる方の保険証の写しを添付してご提出ください。
- ②限度額適用認定証が交付されます。
- ③受診するときに保険証と併せて限度額適用認定証を提示します。
- ④窓口での支払いが自己負担限度額まで済みます。

申請時の注意点は?

- ◎申請書を受付した月より前の月の限度額適用認定証の交付はできません。(6月に申請→6月から有効)
- ◎被保険者が住民税非課税の場合は、申請用紙が「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」になり、非課税証明書の添付が必要になります。
- ◎70歳～74歳の方は、「高齢受給者証」が代わりとなりますので、申請は不要です。(被保険者が住民税非課税の場合は申請が必要です。)
- ◎食事代、差額ベッド代などの保険外診療は対象となりません。
- ◎同月内に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。

実際どれくらいの窓口負担になるの?

総医療費100万円、区分ウ、窓口負担3割の場合

限度額適用認定証を提出しない場合

自己負担額 300,000円を負担

総医療費 1,000,000円×3割

高額療養費支給申請書をご提出いただきますと、あとで212,570円が払い戻されます。
※払い戻しまでに診療月から3ヵ月以上かかります。

限度額適用認定証を提出した場合

自己負担限度額 87,430円を負担

80,100円
+
(総医療費1,000,000円-267,000円)×1%

高額療養費の払い戻し分(212,570円)が医療機関窓口で精算されるため、支払い時の負担が自己負担限度額まで済み、高額療養費の申請が不要になります。

高額療養費・限度額適用認定証に関するお問い合わせ ☎019-604-9070(協会けんぽ岩手支部業務グループ)

月額変更届を提出する際の留意事項について

～昇給や降給により給料(報酬)が大幅に変わったときの届出～

厚生年金保険及び健康保険の保険給付金の決定や、保険料の計算の基礎となる「標準報酬月額」は、次のように決められ、原則翌年の定時決定まで固定されます。

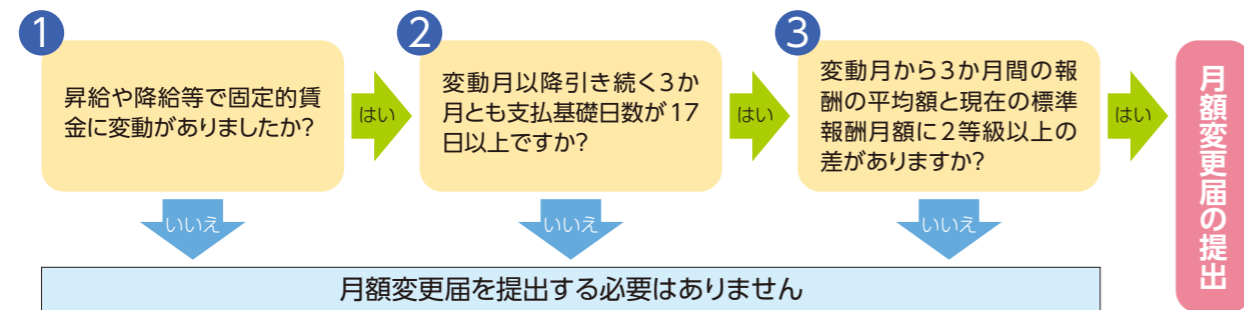
- ア. 入社したとき(資格取得届による決定) ⇒ 取得時報酬決定
- イ. 毎年4、5、6月の給料をもとに決定(算定基礎届による決定) ⇒ 定時決定

■月額変更が必要な時

上記ア、イにより標準報酬月額は固定されますが、年の途中で給料に変動があるなど、実際に受ける給料額と差が出る場合があります。そのときは「月額変更届による随時改定」の対象になるか確認が必要になります。

■月額変更の確認方法

「月額変更届による随時改定」は、次の3つの条件を**全て満たしたとき**に行います。

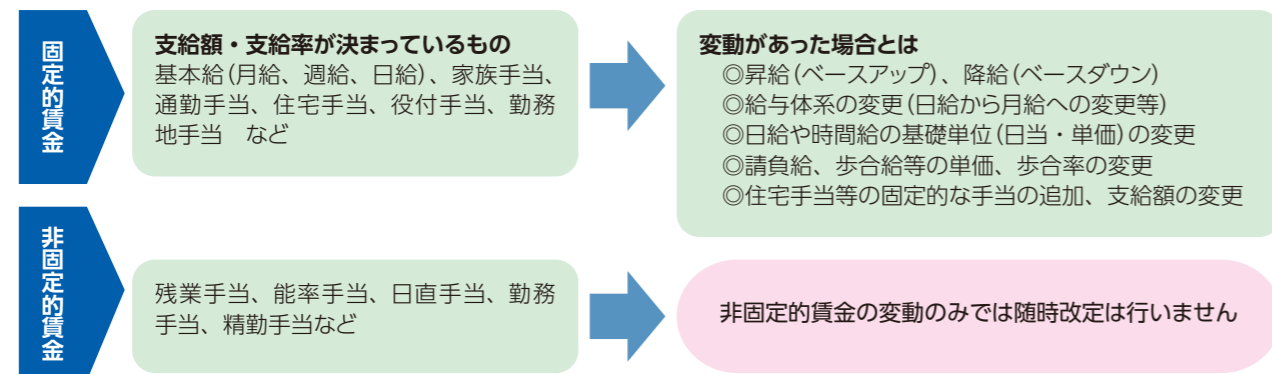


※「月額変更による随時改定」に該当すれば、**固定的賃金**が変動し、その給料を支払った月から数えて4か月目に**新たな標準報酬月額**が適用されます。その際は、**3か月目の給料の支払が済みましたら月額変更届を提出**してください。

注意 固定的賃金の変動が2等級差が生じた場合でも、次のような場合には「月額変更届による随時改定」の対象とはなりません。

- (1) 固定的賃金が上がったが、非固定的賃金が下がり、逆に2等級以上上がった場合。
- (2) 固定的賃金下がったが、非固定的賃金上がり、逆に2等級以上上がった場合。

■固定的賃金の変動とは



■月額変更届を提出する前にもう一度確認を!

健康保険 被保険者報酬月額変更届

届出コード	22	地理区分		事務センター長	課長	課長	グループ長	担当者	
事業所整理記号	盛	なにぬ							
被保険者番号		被保険者氏名	機権太郎	生年月日	40.6.9	従前の標準報酬月額	180	従前の改定月・原因	
3ヶ月の総計		平均額		修正平均額		決定後の標準報酬月額	200,000	修正平均額	20,000
5/30	220,000	0	220,000	620,000	27	8	20,000	20,000	
6/31	200,000	0	200,000	206,666	200,000				
7/30	200,000	0	200,000						

① 届出コード ② 被保険者氏名 ③ 生年月日 ④ 従前の標準報酬月額 ⑤ 従前の改定月・原因 ⑥ 3ヶ月の総計 ⑦ 平均額 ⑧ 修正平均額 ⑨ 決定後の標準報酬月額

次の項目は記入を「誤りやすい」または「漏らしやすい」箇所ですので、再度、確認をしましょう。

1「①算定対象月の報酬支払基礎日数欄」の確認

◆「月」には、変動後の固定的賃金が支払われた月を含めて引き続く3か月間の支払月を記入します。

誤りやすい事例：給料の締日支払日が末日締・翌月10日支払で4月分の給料(5月10日支払)から昇給したとき
 誤) 昇給後の給料の支払い対象となった月から3か月間を記入(4月、5月、6月)
 正) 昇給後の給料が支払われた月から3か月間を記入(5月、6月、7月)

◆「日」には、上記「月」に記入した支払月の給料の支払い対象となった日数(支払基礎日数)を記入します。

誤りやすい事例：給料の締日支払日が末日締・翌月10日支払で4月分の給料(5月10日支払)から昇給(月給制)
 誤1) 昇給後の給料の支払日を記入(「5月10日」、「6月10日」、「7月10日」)
 誤2) 昇給後の給料の支払対象期間の出勤日数を記入(「5月21日」、「6月18日」、「7月22日」等)
 誤3) 昇給後の給料の支払月の暦日数を記入(「5月31日」、「6月30日」、「7月31日」等)
 正) 昇給後の給料の支払対象期間の暦日数を記入(「5月30日」、「6月31日」、「7月30日」)
 ※5月10日支払分の支払対象期間は4月1日から30日までの30日間
 6月10日支払分の支払対象期間は5月1日から31日までの31日間
 7月10日支払分の支払対象期間は6月1日から30日までの30日間

◎時給制・日給制の場合は、実際の出勤日数が支払基礎日数となります。

◎月給制・週給制の場合は、出勤日数に関係なく暦日数によります。

ただし、欠勤日数分だけ給料が差し引かれる場合は、就業規則、給与規定等に基づき事業所が定めた日数から、欠勤日数を控除した日数となります。

2「②改定年月欄」の確認

改定年月は変動後の固定的賃金が支払われた月から数えて4か月目となります。

誤りやすい事例：給料の締日支払日が末日締・翌月10日支払で平成27年4月分の給料(5月10日支払)から昇給
 誤1) 昇給後の給料の支払い対象となった月を記入(平成27年4月)
 誤2) 昇給後の給料が支払われた月を記入(平成27年5月)
 誤3) 記入がされていない(空欄のまま)
 正) 昇給後の給料が支払われた月から数えて4か月目を記入(平成27年8月)
 ※必ず記入が必要な項目です。

3 「㊟備考欄」の確認

備考欄となっておりますが、次のとおり記入が必要な項目ですので記入漏れがないように気を付けましょう。

◆「遡及支払額」には、対象月内(変動後の固定的賃金が支払われた月を含めて引き続く3か月間)に、対象月以前にさかのぼった昇給の差額分や、対象月以前の給料を対象月内のいずれかの月に受けた場合に、その額を記入します。**この場合、「㊟修正平均額欄」に遡及支払額を除いた平均額も記入します。**

例)平成27年3月分にさかのぼって昇給し、その差額(20,000円)を平成27年4月分給料(5月10日)に含めて支払われた。

→ 遡及支払額 20,000円

◆「昇(降)給差の月額」には、変動前の固定的賃金と変動後の固定的賃金の差額を記入します。

例)昇給により基本給が180,000円から200,000円に上がった。→ 昇(降)給差の月額 20,000円

◆「昇(降)給月」には、変動後の固定的賃金が支払われた月を記入します。

例)給料の締日支払日が末日締・翌月10日支払で平成27年4月分の給料(5月10日支払)から昇給した。

→ 昇(降)給月 平成27年5月

「街角の年金相談センター盛岡(オフィス)」を利用しよう!!

盛岡市大通に「街角の年金相談センター盛岡(オフィス)」があります。

ここは、日本年金機構の委託を受けた岩手県社会保険労務士会が運営しており、経験豊富な社会保険労務士等が無料で年金相談を行っており、年金事務所と同様の年金相談ができます。お待たせ時間も短く、落ち着いた雰囲気の中、ゆっくりと年金相談が出来ますので、是非、一度足を運んでみてください。



『皆様の希望場所で年金相談を行います!』

職場で年金相談が出来たらいいなあ、というご希望等はありませんか?

街角の年金相談センター盛岡(オフィス)では、ご希望の場所で無料の年金相談を行っております。ご自分の年金の見込額など、「今、知りたい年金について」が希望の場所で、ご相談できます!

☆相談の申込みの条件について

- ◎相談希望者5名様以上でお申込みください。
- ◎相談スペースをご用意ください。
- ◎団体(職場、自治会、町内会など)主催でお申込みください。

街角の年金相談センター盛岡(オフィス)

盛岡市大通3-3-10七十七日生ビル4階
☎019-613-3270(平日8:30~17:15)

※電話での年金相談はお受けしていません。
来訪の上、ご相談くださいますようお願いいたします。

労働Q&A

改正労働安全衛生法

~「ストレスチェック制度」の概要について~

昨年の6月25日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」により、ストレスチェックと面接指導の実施等を義務づける制度(ストレスチェック制度)が創設され、今年の12月1日より施行されることになりました。今回は、同制度の概要について採り上げました。



Q1. ストレスチェック制度とは、どのような制度なのでしょうか?

A1. ストレスチェック制度とは、常時使用する労働者に対して、以下の取り組みが義務となります。

- ①医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を実施
- ②検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施
- ③面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴いた上での必要に応じた就業上の措置



対象に!

以上

常時使用50人

未満

努力義務

Q2. すべての事業場が対象になるのですか?

A2. 常時使用する労働者が50人以上の事業場が対象になります。労働者50人未満の事業場については、当分の間努力義務となります。

Q3. ストレスチェックや面接指導の費用は、事業者が負担すべきものかどうか、それとも労働者にも負担させて良いのでしょうか?

A3. ストレスチェック及び面接指導の費用については、法で事業者にストレスチェック及び面接指導の実施の義務を課している以上、当然、事業者が負担すべきものです。

Q4. ストレスチェック終了後、何か報告等の必要があるのでしょうか?

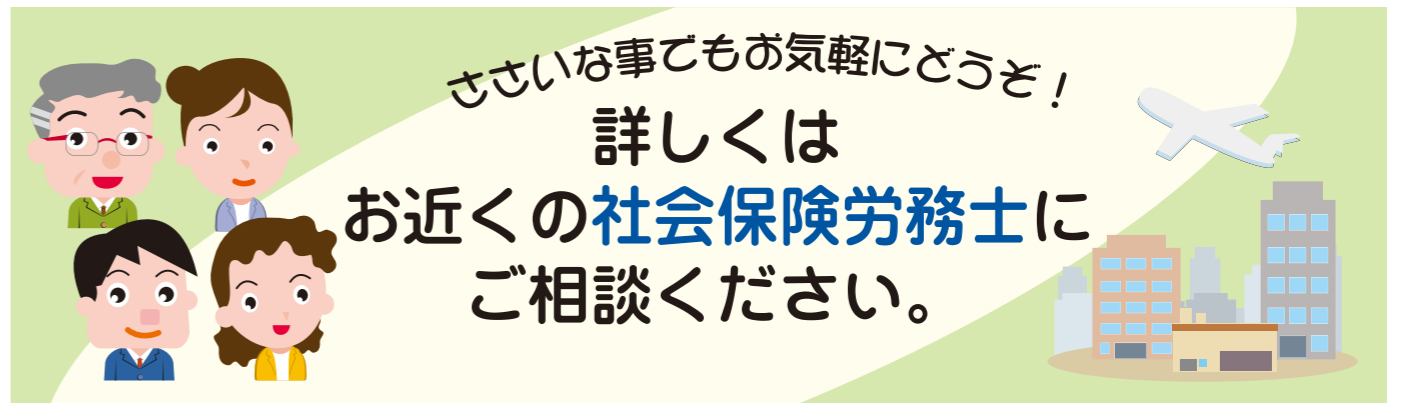
A4. 常時50人以上を使用する事業者は、1年以内ごとに1回、定期的に、ストレスチェックと面接指導の実施状況を労働基準監督署に報告する必要があります。



【提供：岩手県社会保険労務士会】

ささいな事でもお気軽にどうぞ!

詳しくは
お近くの**社会保険労務士**に
ご相談ください。





社会保険協会からの
お知らせ

民話の里 遠野健康ウォーク2015

平成27年度健康づくり事業として、5月17日(日)に「民話の里 遠野健康ウォーク2015」が行われました。

昨年度に続く第2回目の開催となった「遠野健康ウォーク」は、風がやや強いものの天候にも恵まれ、県内事業所の被保険者や家族の5歳から78歳までの130名を超える参加者があり、6kmと10kmの2コースに分かれて行われました。新緑と街道筋の花々、田んぼから聞こえるカエルの鳴き声にも見守られながら初夏の遠野路を満喫しました。



■平成27年度 新任事務担当者研修会

新規採用者や人事異動等で初めて社会保険事務を担当される方々を対象とした「新任事務担当者研修会【入門編】」の開催を終了いたしました。

今年度は、5月18日(北上市)、5月19日(宮古市)、5月21日(一関市)、5月22日(久慈市)の4日間にわたり4会場で約140名の参加があり、日本年金機構県内年金事務所と全国健康保険協会岩手支部の職員による基礎講座を受講いただきました。

■平成27年度 遠隔地研修会開催のお知らせ

今年度で3回目となります遠隔地研修(県内各年金事務所から遠隔地域の事業所を対象)の開催を下記のとおりご案内いたします。受講希望の方は当協会までお問い合わせください。

開催日	開催時刻	会場(市町村)
7月21日(火)	13:15~	ゆはず交流館(岩手町)
7月22日(水)	13:15~	野田村学習センター(野田村)
7月24日(金)	13:15~	釜石・大槌地域産業育成センター(釜石市)
9月15日(火)	13:15~	住田町民ホール(住田町)
9月16日(水)	13:15~	縄文ホール(一関市藤沢町)
9月18日(金)	13:15~	西和賀銀河ホール(西和賀町)

社会保険出張相談所

会場	8月	9月	時間	
盛岡	八幡平市役所	6(木)	10(木)	10:00~15:30
	ゆはず交流館(岩手町)	19(水)	16(水)	10:00~15:30
	葛巻町役場	26(水)	9月はお休みです	10:30~15:00
一関	紫波町役場	8月はお休みです	17(木)	10:00~15:30
	陸前高田市役所	20(木)	17(木)	10:30~15:30
	大船渡商工会議所	27(木)	24(木)	10:30~15:30
	奥州商工会議所(水沢)	8月はお休みです	3(木)	10:00~16:00
宮古	奥州商工会議所(江刺)	6(木)	9月はお休みです	10:00~15:00
	青葉ビル研修室(釜石市)	20(木)	10(木)	10:00~15:30
花巻	遠野市まちおこしセンター	6(木)	3(木)	10:30~15:30
二戸	久慈市文化会館(アンバーホール)	5(水)	2(水)	10:30~16:00
		19(水)	16(水)	10:30~16:00

※各会場とも電話による予約相談を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。

年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

- 盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代)
- 一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代)
- 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代)
- 花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代)
- 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代)

相談の際にお持ちいただくもの

- ①年金相談、年金加入期間の照会等には年金手帳が基礎年金番号通知書、振込通知書、年金証書など本人であることが確認できるものを必ずお持ちください。
- ②本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状と相談を受ける方の確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。